

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る 地域再生計画認定（令和3年度第1回）について

令和3年7月9日
内閣府地方創生推進事務局

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を記載する地域再生計画について、同条第15項の規定に基づき、別紙2、別紙3のとおり認定しました。今回の認定状況等は、以下のとおりです。

1. 地域再生計画の認定状況

- (1) 新規…79件（申請団体数：79市町村）
- (2) 変更…63件（申請団体数：3府県、60市町村）

＜主な変更点＞事業内容、KPI、事業実施期間 等

今回の認定により、令和3年7月9日現在で効力のある認定計画数は1,274計画になります（複数の地域再生計画の認定を受けている団体があるため、下記2.の認定団体数とは一致しません。）。

2. 認定団体数

今回、新規計画の認定を受けた団体は79市町村です。

今回の認定により、令和3年7月9日現在で効力のある認定計画を有する団体（寄附受入れが可能な団体）は1,194団体（46道府県、1,148市町村）となります。

区分	令和3年7月9日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数・割合(①)(※)		(参考) 令和3年4月1日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数(②)	(参考) 増加(①-②)
	団体数	割合		
道府県	46	100%	46	—
市町村	1,148	67.8%	1,095	53
計	1,194	68.6%	1,141	53

※制度の対象外となる市町村を除いて算出したもの

3. 今後の予定

令和3年度第3回の認定に向けた申請の受付は、令和3年9月頃を予定しています。

● 添付資料

- ・ 別紙 1 企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）
- ・ 別紙 2 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の新規認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙 3 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の変更認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙 4 企業版ふるさと納税の概要

《お問い合わせ先》
内閣府地方創生推進事務局
TEL:03-6257-1421

(別紙 1)

企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）

	令和3年7月9日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道府県分	市町村分	合計	
北海道	1	110	111	61.5%
青森県	1	37	38	92.5%
岩手県	1	25	26	75.8%
宮城県	1	22	23	62.9%
秋田県	1	13	14	52.0%
山形県	1	20	21	57.1%
福島県	1	29	30	49.2%
茨城県	1	28	29	63.6%
栃木県	1	22	23	88.0%
群馬県	1	21	22	60.0%
埼玉県	1	30	31	50.8%
千葉県	1	33	34	64.7%
東京都		3	3	10.3%
神奈川県	1	13	14	50.0%
新潟県	1	26	27	86.7%
富山県	1	12	13	80.0%
石川県	1	19	20	100.0%
福井県	1	12	13	70.6%
山梨県	1	27	28	100.0%
長野県	1	39	40	50.6%
岐阜県	1	30	31	71.4%
静岡県	1	28	29	80.0%
愛知県	1	36	37	66.7%
三重県	1	19	20	65.5%

	令和3年7月9日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道府県分	市町村分	合計	
滋賀県	1	14	15	73.7%
京都府	1	21	22	80.8%
大阪府	1	23	24	53.5%
兵庫県	1	29	30	70.7%
奈良県	1	38	39	97.4%
和歌山県	1	26	27	86.7%
鳥取県	1	12	13	63.2%
島根県	1	11	12	57.9%
岡山県	1	24	25	88.9%
広島県	1	16	17	69.6%
山口県	1	17	18	89.5%
徳島県	1	15	16	62.5%
香川県	1	15	16	88.2%
愛媛県	1	15	16	75.0%
高知県	1	24	25	70.6%
福岡県	1	31	32	51.7%
佐賀県	1	20	21	100.0%
長崎県	1	19	20	90.5%
熊本県	1	33	34	73.3%
大分県	1	17	18	94.4%
宮崎県	1	24	25	92.3%
鹿児島県	1	32	33	74.4%
沖縄県	1	18	19	43.9%
合計	46	1,148	1,194	67.8%

(注) 認定市町村割合は、制度の対象外となる市町村を除いて算出したもの。

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
新規認定を受けた団体一覧（令和3年度第1回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
北海道	松前町、鹿部町、中富良野町、下川町、興部町、西興部村、壮瞥町、むかわ町
岩手県	大船渡市、北上市、一関市、釜石市、二戸市、大槌町、田野畑村、軽米町
宮城県	松島町
秋田県	仙北市
山形県	新庄市
福島県	磐梯町、西郷村、矢祭町
茨城県	小美玉市
栃木県	さくら市
群馬県	東吾妻町、大泉町
埼玉県	川口市、滑川町、皆野町
千葉県	茂原市、鋸南町
新潟県	見附市
富山県	魚津市
福井県	小浜市、大野市、高浜町
山梨県	早川町、忍野村、山中湖村
長野県	駒ヶ根市、小谷村
岐阜県	美濃市、富加町
静岡県	伊豆の国市、小山町、吉田町
愛知県	岡崎市、安城市、日進市、東郷町
三重県	鈴鹿市、明和町
京都府	城陽市、笠置町
大阪府	茨木市
兵庫県	加古川市
奈良県	三宅町

	地方公共団体名
和歌山県	岩出市、那智勝浦町
鳥取県	倉吉市、境港市
島根県	美郷町、海士町
岡山県	里庄町、矢掛町
広島県	東広島市
香川県	三木町
福岡県	太宰府市、志免町
佐賀県	上峰町
熊本県	菊池市、南阿蘇村、嘉島町、球磨村
宮崎県	高鍋町、西米良村、門川町、諸塚村

●個別計画（特定の事業を記載した計画）の認定団体

地方公共団体名	地域再生計画名
大阪府高槻市	関西将棋会館建設支援プロジェクト

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
変更認定を受けた団体一覧（令和3年度第1回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
北海道	千歳市、赤井川村、中富良野町、下川町、むかわ町
岩手県	北上市、一関市、二戸市、平泉町、軽米町
秋田県	仙北市
山形県	新庄市
福島県	福島市、いわき市、二本松市
茨城県	水戸市、常総市、大洗町
群馬県	千代田町
埼玉県	滑川町
千葉県	茂原市、いすみ市
新潟県	阿賀野市、胎内市
富山県	射水市、立山町
長野県	駒ヶ根市、南箕輪村、小谷村
岐阜県	美濃市、富加町
静岡県	清水町
愛知県	愛知県、日進市、幸田町
三重県	熊野市、明和町
京都府	宮津市、京丹後市
大阪府	大阪府
兵庫県	宍粟市
奈良県	大和郡山市、三宅町
和歌山県	御坊市
鳥取県	鳥取県、倉吉市
岡山県	津山市
山口県	柳井市

	地方公共団体名
香川県	丸亀市
高知県	越知町
佐賀県	上峰町
長崎県	大村市
大分県	日田市、津久見市
宮崎県	日南市、日向市
鹿児島県	日置市、肝付町
沖縄県	宜野湾市、嘉手納町

●個別計画（特定の事業を記載した計画）の認定団体

地方公共団体名	地域再生計画名
大阪府大阪市※	5G等先端技術を活用したビジネス創出プロジェクト
熊本県山鹿市※	将来の民間主導につなげるためのオール山鹿によるまちづくりの推進計画
沖縄県豊見城市	豊見城市ワク・ドキこども未来プロジェクト

※大阪府大阪市及び熊本県山鹿市は、認定済みの地域再生計画に新たに企業版ふるさと納税を活用するもの。

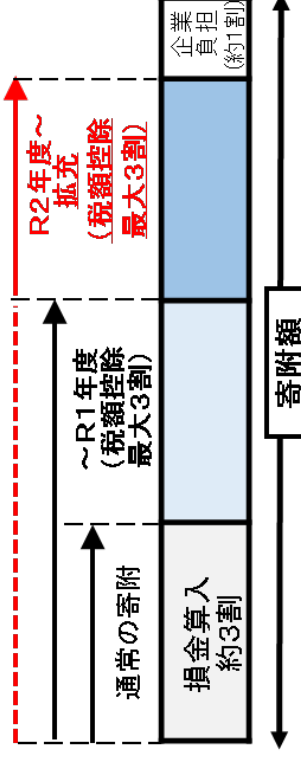
(参考) 企業版ふるさと納税の概要

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。

※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

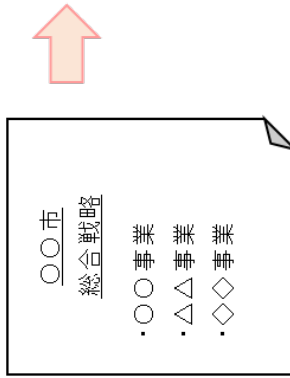
①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

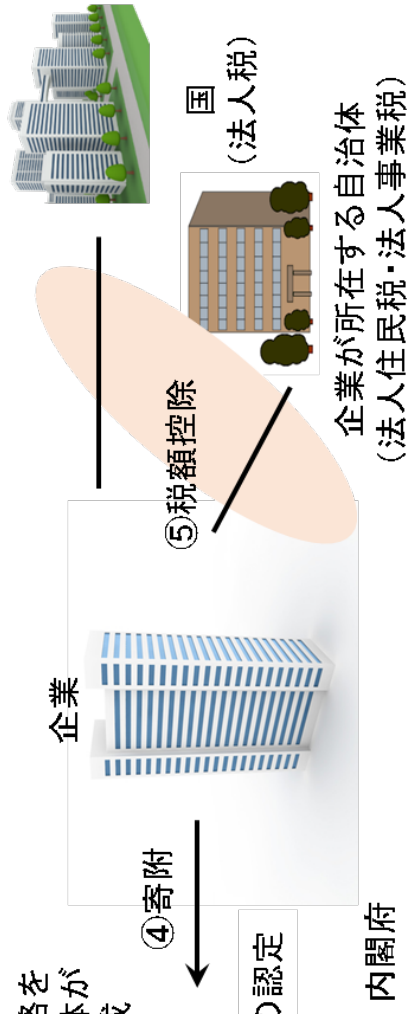
③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

- ①地方公共団体が
地方版総合戦略を策定



- ②①の地方版総合戦略を
基に、地方公共団体が
地域再生計画を作成



- 地方公共団体は、まず「地域再生計画」の認定を受けることが必要

認定を受けることにより、地方公共団体は企業から「寄附」の受入れが可能。

⇒ 具体的にどのような事業について寄附を求めるかは、認定後、企業と接触し、その意向を確認しながら検討。